

京浜臨海部においてドローンを飛行させる際の手続き概要

京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議
ドローン飛行計画書検討ワーキンググループ作成資料 (R4.3.17)

項番	1 手続等の確認が必要となる飛行	2 確認方法	3 手続き概要 ①内容 ②申請方法 ③期間	4 3の②の提出先	5 問合せ先	6 関連法律、ガイドライン等
1	危険物施設内又は周辺を飛行させる。	◆ 危険箇所又は可燃性ガス等の滞留箇所の場合は飛行できません。飛行計画の見直しをお願いします。(設備開放時等を除く)		—		・消防法 ・(国)プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン(※) ※ 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト→「自主保安資料」のページ https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldlist4_16/jisyuhoan_shiryo.html
	爆発性雰囲気を生じ得る可能性のあるエリア近傍や火器の制限のエリア(第2類危険箇所 ゾーン2)がある近傍を飛行させる。	◆ 第2類危険箇所(ゾーン2)の場合は飛行できません。飛行計画の見直しをお願いします。(設備開放時等を除く)		—		・高圧ガス保安法 ・(国)プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン(※) ※ 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト→「自主保安資料」のページ https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldlist4_16/jisyuhoan_shiryo.html
2	空港周辺の制限表面を超えて飛行させる。	【高さ制限の確認】 「羽田空港高さ制限回答システム」 https://secure.kix-ap.ne.jp/haneda-airport/ ※ 以上のサイト確認により疑義ある場合は、問合せ先に確認してください。	① 東京空港事務所長宛の許可申請 ② (A) オンライン申請 (B) 郵送 (C) 電子メール ③ 飛行開始予定日の少なくとも10日前(土日祝除く) ※ 申請に際しては、東京空港事務所との事前調整が必要となります。	(A) ドローン情報基盤システム「DIPS」 (https://www.dips.mlit.go.jp/portal/) (B) 東京空港事務所 〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 航空管制運航情報官 (C) 電子メール: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp	○ 無人航空機ヘルプデスク (飛行のルール、DIPS・FISSの操作方法等について) ・ 電話: 050-5445-4451 ※ 受付時間: 平日09:00~12:00、13:00~17:00 ・ 電子メール: hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp ・ 航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」); https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html ○ 東京空港事務所 <高さ制限に関すること=空港振興課> <飛行許可に関すること=航空管制運航情報官> ・ 電話: 050-3198-2865 ※ 受付時間: 平日09:00~12:00、13:00~17:00 ・ 電子メール: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp	航空法第132条第1項第1号
3	人又は家屋の密集している地域(DID地区)の上空を飛行させる場合 【2021年9月24日】航空法施行規則の一部改正(飛行規制の一部緩和)について 十分な強度を有する地等(30m以下)で係留し、飛行可能な範囲内への第三者の立入管理等の措置を講じてドローン等を飛行させる場合は許可・承認を不要としました。(国土交通省航空局HPより引用)	国土地理院「地理院地図」にて確認 国土交通省航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」)→「飛行禁止空域」 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html#kuuiki	① 国土交通大臣宛の許可申請 ② (A) オンライン申請 (B) 郵送 (C) 持参 ③ 飛行開始予定日の少なくとも10日前(土日祝除く)	(A) ドローン情報基盤システム「DIPS」 https://www.dips.mlit.go.jp/portal/ (B) (C) 東京航空局 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京航空局 保安部 運用課	○ 無人航空機ヘルプデスク (飛行のルール、DIPS・FISSの操作方法等について) ・ 電話: 050-5445-4451 ※ 受付時間: 平日09:00~12:00、13:00~17:00 ・ 電子メール: hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp ・ 航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」); https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html ○ 東京航空局 ・ 電話: 03-6685-8005 ※ 受付時間: 平日09:00~12:00、13:00~17:00 ・ 電子メール: cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp	航空法第132条第1項第2号
4	地表又は水面から150m以上の空域を飛行させる。 【2021年9月24日】航空法施行規則の一部改正(飛行規制の一部緩和)について 煙突や鉄塔などの高層の構造物の周辺は、航空機の飛行が想定されないことから、地表又は水面から150m以上の空域であっても、当該構造物から30m以内の空域については、無人航空機の飛行禁止空域(規則第236条第1項第5号)から除外することとしました(国土交通省航空局HPより引用)	空域を管轄する管制機関に飛行可能な空域が事前確認が必要です。(1週間程度かかります。) ※ 国土交通省航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」)→「飛行禁止空域」 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html#kuuiki	① 東京空港事務所長宛の許可申請 ② (A) オンライン申請 (B) 郵送 (C) 電子メール ③ 飛行開始予定日の少なくとも10日前(土日祝除く) ※ 申請に際しては、空域を管轄する管制機関との事前調整が必要となります。申請前に問合せ先に連絡してください。	(A) ドローン情報基盤システム「DIPS」 (https://www.dips.mlit.go.jp/portal/) (B) 東京空港事務所 〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 航空管制運航情報官 (C) 電子メール: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp	○ 無人航空機ヘルプデスク (飛行のルール、DIPS・FISSの操作方法等について) ・ 電話: 050-5445-4451 ※ 受付時間: 平日09:00~12:00、13:00~17:00 ・ 電子メール: hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp ・ 航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」); https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html ○ 東京空港事務所 航空管制運航情報官 ・ 電話: 050-3198-2865 ※ 受付時間: 平日09:00~12:00、13:00~17:00 ・ 電子メール: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp	航空法第132条第1項第1号
5	次の①~③に該当する方法で飛行させる。 ① 夜間飛行 ② 目視外飛行 ③ 「人」又は「物件」との距離が30m未満の飛行 【2021年9月24日】航空法施行規則の一部改正(飛行規制の一部緩和)について 十分な強度を有する地等(30m以下)で係留し、飛行可能な範囲内への第三者の立入管理等の措置を講じてドローン等を飛行させる場合は許可・承認を不要としました。(国土交通省航空局HPより引用)	「無人航空機の安全な飛行のためのガイドライン」※ (国土交通省航空局作成)の2の②「飛行の方法」にて承認が必要となる飛行の方法を確認 ※ 国土交通省航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」)内にリンク有	① 国土交通大臣宛の許可申請 ② (A) オンライン申請 (B) 郵送 (C) 持参 ③ 飛行開始予定日の少なくとも10日前(土日祝除く)	(A) ドローン情報基盤システム「DIPS」 https://www.dips.mlit.go.jp/portal/ (B) (C) 東京航空局 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京航空局 保安部 運用課	○ 無人航空機ヘルプデスク (飛行のルール、DIPS・FISSの操作方法等について) ・ 電話: 050-5445-4451 ※ 受付時間: 平日09:00~12:00、13:00~17:00 ・ 電子メール: hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp ・ 航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」); https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html ○ 東京航空局 ・ 電話: 03-6685-8005 ※ 受付時間: 平日09:00~12:00、13:00~17:00 ・ 電子メール: cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp	航空法第132条の2第1項
6	稼働中・貯蔵中の高圧ガス施設や危険物施設の点検にドローンを使用する。	—	① 飛行前(航空局の許可後)の情報提供(※1・2・3) ※1 予防規程に記載の範囲外で、稼働中・貯蔵中の危険物施設において(落下危険含む)ドローンを使用する際に、所管消防局への利用内容説明の連絡をお願いします。 ※2 非危険物施設の点検等に使用する場合は不要です。 ※3 飛行期間の更新を理由に新たに国土交通省から許可を受けた場合、従前、所轄消防署が内容を確認し、消防保安課に情報提供した飛行方法や内容から変更がない場合は、飛行計画書の提出を省略できるものとします。 但し、予防規程において予め定めた飛行方法と異なる場合は、改めて飛行計画書を所轄消防署に提出し、県消防保安課への情報提供も行ってください。 ② 所管消防局及び県消防保安課(メール可) ③ 県消防保安課=受理のみ 市消防局=飛行の内容の確認(受理から2~3日)	問合せ先と同じ	【県】くらし安全防災局防災部消防保安課 電話: 045-210-1111(代表) 電子メール: kombinat.hn@pref.kanagawa.jp 【川崎市】臨港消防署予防課危険物係 (「石油コンビナート等特別防災区域(京浜臨海地区)」に指定されている石油化学工業を中心とした工業地帯で構成された地域を管轄) 電話: 044-299-0119(代表) 電子メール: [メールde相談]84rinyo@city.kawasaki.jp 【横浜市】横浜市消防局予防部保安課 電話: 045-334-6407 電子メール: sy-hoan@city.yokohama.	・(国)プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン ※ 石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト→「自主保安資料」のページ https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldlist4_16/jisyuhoan_shiryo.html ・(県)『「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」に基づく飛行計画書(例)』(※) ※ 県消防保安課_高圧ガス_コンビナートのページ_保安情報 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi.html

項番	1 手続等の確認が必要となる飛行	2 確認方法	3 手続き概要 ①内容 ②申請方法 ③期間	4 3の②の提出先	5 問合せ先	6 関連法律、ガイドライン等
7	海上を飛行させる。	所管海上保安署等に、法律に基づいた許可申請が必要な飛行か、事前に電話にてご相談ください。	① 所管海上保安署等への許可申請 ② 所管海上保安署等に確認 ③ 許可申請が必要な場合は1か月 (その他) 港湾管理者が管理するソーラセリアの監視カメラ等が映り移行りこんだ場合は、映像の確認をさせていただきます場合があります。(川崎市港湾局川崎港管理センター)	問合せ先にて確認	(川崎管区) 川崎海上保安署 電話: 044-266-0118 (横浜管区) 横浜海上保安部航行安全課 電話: 045-201-1671	港則法と海上交通安全法
8	国の重要施設等の周辺地域の上空を飛行させる。(羽田空港関係)	法律で飛行が禁止されている空域です。空港管理者の事前の同意がなければ飛行させることはできません。 国土交通省航空局HP「小型無人機等飛行禁止法に基づき小型無人機等の飛行が禁止される空港の指定」 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000023.html	① (A)空港管理者、(B)公安委員会、(C)所管海上保安部署への事前通報 ② 郵送・持参・オンライン申請(※) ※ 警察行政手続サイト https://proc.npa.go.jp/portaltop/SP0200/05/01.html ③ 飛行開始48時間前 ※ 同意が得られても、(A)～(C)それぞれに事前通報をする必要があります。また、「国土交通大臣の許可・承認が必要な飛行の場合は、東京航空局や東京空港事務所への申請」が必要となります。 詳細はHPにてご確認ください。	(羽田空港周辺の場合) (A) 東京空港事務所 (B) 川崎臨港警察署・警視庁東京空港警察署(※) (C) 川崎海上保安署 ※ 小型無人機等飛行禁止法において、羽田空港は神奈川県公安委員会と東京都公安委員会との通報が必要となります。 【警察庁ホームページ】 小型無人機等飛行禁止法に基づく通報手続の概要 https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/tsuhou.html	(羽田空港周辺の場合) (A) 東京空港事務所 航空管制運航情報官 電話: 03-5757-3022 (B) 川崎臨港警察署 電話: 044-266-0110 (代表) 東京空港警察署 電話: 03-5757-0110 (代表) (C) 川崎海上保安署 電話: 044-266-0118	小型無人機等飛行禁止法
9	国の重要施設等の周辺地域の上空を飛行する。(対象防衛関係施設など)	法律で飛行が禁止されている空域となります。施設管理者等の事前の同意がなければ飛行させることはできません。同意が得られない場合は飛行計画の見直しが必要です。また、同意があっても、「関係機関への事前通報」、「国土交通大臣の許可・承認が必要な飛行の場合は、東京航空局や東京空港事務所への申請」が必要となります。 詳細はホームページにてご確認ください。 【神奈川県警ホームページ】 ・ 小型無人機等飛行禁止法について https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mese3013.htm 【警察庁ホームページ】 ・ 小型無人機等飛行禁止法関係 https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html ・ 小型無人機等飛行禁止法に基づく対象施設の指定関係 https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/shitei.html 【防衛省ホームページ】 ・ 小型無人機等飛行禁止法関係 https://www.mod.go.jp/3/presiding/law/drone/index.html				小型無人機等飛行禁止法
10	都道府県、市町村の条例でドローンの飛行が規制されている区域を飛行させる。(都市公園など)	国土交通省航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」)内の次のリンクから確認 「無人航空機の飛行を制限する条例等」 https://www.mlit.go.jp/common/001370402.pdf	○ 京浜臨海部に関連する条例なし。 ※ 条例で禁止されている場合は、国土交通大臣の許可・承認があっても飛行できません。飛行計画の見直しが必要です。	問合せ先にて確認	条例を所管する自治体	地方公共団体条例
11	第三者が所有する土地の上空を飛行させる。	-	① 土地所有者の同意 ② 要確認 ※ 同意が得られない場合は、飛行させることはできません。飛行計画の見直しが必要です。	-	土地所有者	民法
12	屋外を飛行させる。	-	① 飛行日時の事前連絡 ② 所管警察署への電話連絡(少なくとも1日前)	-	所管警察署 (神奈川県警HP「警察署所在地一覧」) https://www.police.pref.kanagawa.jp/idx_ps.htm	特になし。 但し、近隣からの110番通報に対応するため、事前の情報提供(電話連絡)をお願いしたいとのこと。
13	ドローンで撮影する映像に、第三者、第三者が所有する土地や物件が映り込む	インターネット上に、左記の映像を公開する場合は、総務省のガイドラインに沿った対応が必要となります。 「ドローンによる映像撮影等のインターネット上での取り扱い」(総務省) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000185.html		特になし	特になし	総務省ガイドラインほか (個人情報保護法・肖像権)
14	緊急用務空域(※)の確認 ※1 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域(インターネット等に公示)です。当該空域での飛行を継続させた場合、航空法違反の対象となります。 また、空港等の周辺、人口集中地区(DID)上空の飛行許可(包括許可含む)があっても飛行させることはできません。 ※2 但し、当該空域であっても、航空法第132条の3(※)の適用を受ける関係機関及び関係機関の委託を受けた事業者等がドローンを飛行させる場合があります。 ※ (捜索、救助等のための特例) 第132条及び第132条の2(第1項第1号から第4号までに係る事項を除く。)の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。	○ ドローンを飛行させる前に緊急用務空域の確認を必ず実施してください。 ・ 国土交通省航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」) https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html ・ (Twitter掲載例) @mlit_mujinki https://twitter.com/mlit_mujinki ○ 災害時等の報道取材やインフラ点検・保守など、緊急用務空域の指定の変更又は解除を待たずして飛行させることが真に必要なと認められる飛行に限り、新たに国土交通大臣の飛行許可を取得することが可能です。 ・ 国土交通省航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」) 緊急用務空域Q&A (R3.6.1時点)	【緊急を要するもの場合の手続きについて】 公共性が高く、かつ人道的な支援等により、無人航空機の飛行の申請を行おうとする場合にあっては、飛行開始予定日の10 開庁日前にかかわらず電子メール又はファクシミリにより申請が可能です。 また、災害対策基本法第2 条第1 号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合は、電話による申請が可能です。 電話による申請であって夜間等の執務時間外の場合は、24時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡してください。 東京空港事務所(24H対応) 電話: 050-3198-2865 電子メール: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp なお、電子メール、ファクシミリ又は電話により申請した場合においても、あらかじめ申請書類の提出が必要となります。 《電話により申請が可能なもの》 災害対策基本法第2 条第1 号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合(過去の例: 東日本大震災等。) 《電子メール又はファクシミリにより申請が可能なもの》 ①事故や災害の報道取材 ②事故や災害に際して被害者や被災者に対し薬品や食料品等の物資輸送を行う等の人道支援	東京空港事務所	東京空港事務所(24時間対応) 航空管制運航情報官 〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 電話: 050-3198-2865 【平日・夜間・休日共通】 電子メール: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp	航空法第132条第1項第1号
15	事故発生時の情報提供 万が一、無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機上の衝突若しくは接近事故が発生した場合には、国土交通省、地方航空局及び空港事務所へ情報提供をお願いします。なお、安全に関する情報は、今後の無人航空機に関する制度の検討を行う上で参考となるものであることから、航空法等法令違反の有無にかかわらず、報告をお願いします。	(参考)過去の事故情報等の一覧 ・ 国土交通省航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」) 「事故等の報告」	「無人航空機に係る事故等の報告書」を無人航空機による事故等の情報提供先に提出 ・ 様式・連絡先のダウンロード 国土交通省航空局ホームページ(検索:「飛行ルール」) 「事故等の報告」	(東京都・神奈川県) ① 東京航空局 保安部 運用課 (公海上) ② 航空局 次世代航空モビリティ企画室 《夜間等の執務時間外の場合》 ③ 東京空港事務所(24H対応)	① 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 電話: 03-6685-8005 (平日9:00~17:00) 電子メール: cab-emujin-houkoku@mlit.go.jp ② 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話: 03-5253-8111(内線)48675, 48687 (平日9:00~17:00) 電子メール: hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp ③ 〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1航空管制運航情報官 電話: 050-3198-2865【平日・夜間・休日 共通】 電子メール: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp	
その他	無人航空機登録制度について	無人航空機の所有者情報等を把握する仕組みを整備するため、航空法改正に基づき登録制度が施行されます。この法改正によって、2022年6月以降、無人航空機の登録が義務化され、登録されていない無人航空機を飛行させることはできなくなります。		無人航空機登録ポータルサイト https://www.mlit.go.jp/koku/drone/	無人航空機登録ヘルプデスク 電話: 050-3181-8378 ※ 受付時間: 平日午前9時から午後5時まで 土・日・祝・年末年始(12月29日から1月3日)を除く	